

記入例

第17号様式（第21条関係）

「本町・三ツ木・三ツ藤沿道周辺ゾーン及び中央・神明・学園沿道周辺ゾーン」用の様式もあります。該当するゾーンの届出書を使用してください。

都市核周辺ゾーン
サブ核周辺及び
モノレールの駅が想定されるゾーン

令和〇〇年〇〇月〇〇日

武蔵村山市長 殿

(建築行為等をする者)

住 所 〇〇市〇〇 〇丁目〇〇番〇

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏名

まちづくり計画の区域内における建築行為等の届出書

まちづくり計画の区域内において建築行為等をするので、武蔵村山市まちづくり条例（~~第18条第1項・第26条において準用する第18条第1項・第30条において準用する第26条~~において準用する第18条第1項）の規定により、下記のとおりその内容を届け出ます。

記

建築行為等の区分	建築物の建築（新築）
建築行為等をする場所	武蔵村山市〇〇 〇丁目〇〇番〇
(該当するまちづくり計画)	新青梅街道沿道地区まちづくり計画
建築行為等の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
建築行為等の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
まちづくり計画への適合の状況	裏面のとおり。

(日本産業規格A列4番)

まちづくり計画への適合の状況

まちづくり計画において建築行為等に関する基準・制限等として定められている事項	届出に係る建築行為等における左記事項に関する状況
<p>《建築物等に関するルール》</p> <p>①用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な沿道市街地を形成するため、次のような建築物を制限する。 <ul style="list-style-type: none"> ・風俗店 ・墓地 ・自動車教習所 ・畜舎 ・パチンコ、マージャン屋、場外馬券 ・車券売場及びこれらに類するもの <p>※別途、都市核周辺ゾーンについては立川都市計画地区計画都市核地区地区計画において、倉庫業倉庫と自動車修理工場が制限されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集合住宅等を建築する際には、各ゾーンの特性に応じて、まちづくりの方針に沿ったものとなるよう努める。 	<p>※敷地の過半が計画区域に入っていれば、全体に適用となります。</p> <p>4階建ての集合住宅(〇〇戸)とし、1階部分を店舗利用とする。</p>
<p>②高さについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺は高度利用を図るよう努め、高さをできるだけそろえるとともに、後背地の環境に十分配慮する。 	<p>※計画区域に入っている建築物等の部分にのみ、適用となります。</p> <p>最高高さは〇〇.〇〇m、北側は〇.〇〇mとして、後背地に配慮する。</p>
<p>③外観・色彩等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外観・色彩については、刺激的な原色や突出した色彩を避けるとともに、周辺景観とのバランスを考え、まちのにぎわいを妨げないよう配慮する。 	<p>※計画区域に入っている建築物等の部分にのみ、適用となります。</p> <p>屋根の色を〇〇ブラウン、外壁の色を基本色〇〇〇ベージュ、強調色〇〇グレーとする。</p>
<p>④屋外広告物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物の設置に当たっては、各ゾーンの特性に応じて、周辺景観に配慮した設置場所、大きさ、色彩とするよう努め、特に屋上に設置する広告物などについては、道路からの視点だけでなく、モノレールからの視点にも配慮する。 	<p>※広告物がわずかでも計画区域に入っていれば、全体に適用となります。</p> <p>適用除外の項目については斜線を引く。</p>
<p>⑤敷地面積について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災性の向上とゆとりある住環境の確保のため、敷地の細分化による建て詰まりを防ぐよう十分配慮する。 	<p>※敷地の過半が計画区域に入っていれば、全体に適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地面積〇〇〇.〇〇㎡、建築面積〇〇〇.〇〇㎡、延べ面積〇〇〇.〇〇㎡とする。 ● 〇〇〇.〇〇㎡の土地を□□□.□□㎡と△△.△㎡に分筆し、今回は□□□.□□㎡の土地を利用する。

<p>⑥壁面の位置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新青梅街道沿道の建築物等については、一定距離の壁面の後退を行い、できるだけ壁面をそろえ、かつ、工作物の設置を控えること等により、歩行環境の向上に資するよう配慮する。 	<p>※新青梅街道沿道の建築物等へののみ、適用となります。また、計画区域の外に渡る場合、計画区域に入っている建築物等の部分へののみ、適用となります。</p> <p>都市計画道路3・2・4号新青梅街道線の計画線から1.5m壁面後退し、その部分をオープンスペースとし、塀等は設置しない。</p>
<p>⑦垣や柵等の構造について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 垣や柵等の構造は、沿道全体に統一感を持たせるよう生垣又は透視可能なフェンス等とする。 ● 防災上の配慮からブロック塀は、原則として避ける。 ● 風の道（通風）に配慮するとともに、できるだけ柔らかい印象の素材を使用するよう努める。 	<p>※計画区域に入っている垣や柵等の部分へののみ、適用となります。</p> <p>新青梅街道沿い(南側)は、高さ1.2m程の樹木を植栽し、東側、西側、北側については、ブロック3段(H=600mm)+透視可能なフェンス(H=600mm)を設置する。</p>
<p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新青梅街道沿道の建築物等については、モノレールからの視点にも配慮した形態意匠とするよう努める。 	<p>※新青梅街道沿道の建築物等へののみ、適用となります。</p> <p>バルコニーの囲いを半透明の亚克力製にし、覗き防止とする。</p>
<p>《緑化に関するルール》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定規模以上の店舗、事業所、集合住宅等については、東京都及び武蔵村山市の条例に基づき緑化に努める。 ● 壁面後退部分についてはできるだけ緑化に努め、植栽に当たっては、道路と一体感を持たせるよう工夫する。 ● 新青梅街道沿道だけでなく、裏側の敷地外周部や駐車場等の緑化に努める。 ● 地域や敷地の特性に配慮した緑化に努める。 (高木、低木のバランスのとれた緑化、敷地の南側と北側への緑の配置など) ● 敷地内に良好な樹木がある場合、その保全活用に努める。 <p>※都市核周辺ゾーン、サブ核周辺及びモノレールの駅が想定されるゾーン周辺においては、にぎわいを妨げるような過度な緑化は求めません。</p>	<p>※敷地の過半が計画区域に入っていれば、全体に適用となります。</p> <p>新青梅街道沿道は樹木を植栽し、駐車場部分は、緑化舗装材とする。また、北側についても、低木の樹木を植える。</p>

備考 建築行為等の区分に応じて、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第21条第1項に定める書類を添付してください。